

災害拠点病院の指定要件について

医療提供体制基本構想では、医療計画における4疾病5事業等の中心的な担い手として積極的に取り組むこととしており、5事業のうち「災害医療」として「災害拠点病院、災害チームの設置（DMAT等）」と例示している。

災害拠点病院は厚生労働省が示す指定要件に基づき都道府県が指定することになっているが、今般の東日本大震災で明らかになった課題に対応するため、平成24年4月1日からその指定要件が強化された。

「基幹災害拠点病院」…原則都道府県ごとに1か所（石川県では石川県立中央病院のみ）

「地域災害拠点病院」…原則二次医療圏ごとに1か所（南加賀では小松市民病院のみ）

【災害拠点病院指定要件】（「災害における医療体制の充実強化について」平成24年3月21日付厚生労働省医政局発出より抜粋）

<運営>

- ① 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点になること。
- ② 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる体制を整えておくこと。
- ③ 地域の二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えておくこと。
- ④ ヘリコプター輸送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましい。

<施設>

- ⑤ 災害時における患者の多数発生時（**入院患者については通常の2倍、外来患者については通常の5倍程度を想定**）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを確保する。
- ⑥ **通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保する**。自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にし検討する。
- ⑦ **適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備**、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保する。

<設備>

- ① 衛星回線インターネットの整備
- ② 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の参加
- ③ 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療設備
- ④ 患者の多数発生時用の簡易ベッドの確保
- ⑤ 被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療器材等の確保

<その他>

食料、飲料水、医薬品等について、3日分程度の備蓄が必要。

<搬送>

- ① **原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を確保。**
- ② 病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合には、県の協力を得て近接地に確保。